

====公布された条例のあらまし====

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

警察職員の業務の特殊性及び従事実績に応じた特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給を行うため、手当の支給対象作業、種類、支給額、支給方法等を見直す。

2 条例の概要

- (1) 犯罪予防・捜査手当、警ら手当、犯罪鑑識手当及び交通捜査取締手当の支給対象作業の一部を、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに限定する。
- (2) 運転免許技能試験手当を廃止する。
- (3) 航空手当のうち、教育訓練の作業に従事したときに支給するものを、1時間につき600円（現行 300円）に引き上げる。
- (4) 併給を禁止する手当に身辺警護手当、海外犯罪情報収集手当及び銃器犯罪捜査手当を追加する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。